

農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)第5条第1項の規定に基づき平成7年4月5日に定めた吉野ヶ里ニュー・テクノパーク地区に係る農村地域工業等導入実施計画を平成24年3月8日付けをもって取り消したので、公表する。

平成24年3月27日

佐賀県知事 古 川 康